第３期千葉市貧困対策アクションプラン概要版

主要施策		施策の展開	考え方・方向性	主な取組内容
１包括的・早期的な支援に向けた取組み	(1)予防的施策の充実	▶傷病状態に陥るリスクの低減 ▶非正規労働を強いられている方や生活困窮状態に陥るリスクの高い方への支援の充実	・生活困窮の原因の１つである**傷病状態に陥るリスクを低減**する。 ・高齢や障害者、ひきこもり状態にある方、就職氷河期世代など様々な要因により生活状況が不安定になった方等への**就労支援等の取組みを推進**する。 ・ひとり親家庭等で不安定な生活を強いられている方等の**生活困窮状態に陥るリスクの高い方に対し、きめ細やかな相談支援**を行う。	○生活習慣病等の早期治療開始に向けた支援の実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ○多様な求職者に対する就労・転職支援 ○ひきこもり地域支援センターによる支援の実施 ○若い世代への妊娠等に関する支援の実施　等
	(2)早期発見・早期支援に向けた支援の充実	▶早期発見や早期支援に向けた取組の実施 ▶相談アクセスの向上 ▶相談窓口の周知	・自尊感情や支援を求める力の低下等から相談に至っていない方の存在が想定され、**「支援を必要とする方に支援を届ける」体制のより一層の推進**を図る。 ・生活困窮者の中には支援を求める力の低下等から来所での相談が出来ない方も想定されるため、**市の様々な媒体の活用やアウトリーチ等の手法などによる相談アクセスの向上**を図る。 ・**早期発見のため相談窓口のより一層の周知**を図る。 ・生活困窮者が自ら相談するためには、生活自立・仕事相談センターを広く身近な相談窓口として市民に周知する必要があるため、市民がよく利用する商業施設等における周知に関する取組を推進する。	○アウトリーチ支援機能の強化 ○アウトリーチによる支援の実施 ○生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見 ○情報共有体制の推進 ○困窮リスクを抱えた方への周知・啓発　等
	(3)相談体制の充実	▶断らない相談支援 ▶身近な相談窓口の設置 ▶相談支援の質の向上	・生活困窮者の相談内容は複雑多様であり、また、支援を求める力の低下等により、一人では相談窓口まで辿り着くことが出来ない方もいるため、相談者の属性や課題に関わらず、**幅広く相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐといった対応ができる体制を構築**する。 ・相談体制の充実を図るためには、生活自立・仕事相談センターが市民にとってさらに**「身近な相談窓口」**になる必要があり、生活に身近な場所での周知や、**各区保健福祉センターから離れた地区や相談に対する需要が多い地区などの出張相談などによる相談を推進する。**	○生活困窮者への相談体制の充実 ○労働に関する各種相談の実施 ○あんしんケアセンターの総合相談機能の充実 ○障害者基幹相談支援センターの実施 ○ひきこもり地域支援センターにおける支援の実施 ○精神保健福祉相談の実施 ○各種相談窓口の実施　等
	(4)各種事業の充実	▶各種事業の充実 ▶住まいに関する事業の充実 ▶就労に関する事業の充実 ▶地域生活を営むための事業の充実	・複雑多様な状況にある生活困窮者を支援するには既存制度や既存の体制のみでは十分な支援が出来ないことが想定されるため、**既存制度の見直しや拡充を行うとともに各種事業を充実**する。 ・様々な理由で働きづらさを抱えている方に対する就労に向けた支援を充実する。 ・家計について課題を抱えている方に対する家計改善に向けた支援を充実する。 ・生活困窮者支援の視点から、生活困窮者を定期的に見守り、本人の自立を促進するための支援を充実する。 ・生活困窮者を含む住宅確保要配慮者をの民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、入居を拒まない賃貸住宅の増加や家賃債務保証料等の助成などの事業を実施するほか、市営住宅において家賃減免などの支援を行う。	○生活困窮者自立支援制度（家計改善支援事業・就労準備支援事業等）の充実 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加 ○障害者及び重度障害者の社会参加促進及び就労支援 ○住宅確保要配慮者円滑入居支援補助制度の運用　等
２地域づくりのための取組み	(1)地域のネットワークづくり	▶地域のネットワークづくり ▶地域における様々な視点	・生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握するため、**生活に困りごとを抱えている方に地域で気付くためのネットワークづくりを推進**する。 ・生活困窮者が自立した生活を維持するため住民主体の見守りや居場所づくりといった**地域で支える、支え合うためのネットワークづくりを推進**する。 **・支援会議の活用や自治会等への事業説明の実施・地域のイベントなどでの出張相談を行うことにより、地域で気づいた生活に困りごとを抱えている方が支援につながるためのネットワークづくりを推進する。** ・生活困窮者を地域における様々な視点から見守ることにより、本人の自立促進を図る。	○地域住民等の変化に気付く意識の醸成 ○住民主体による見守りや居場所づくりの促進 ○区役所を中心とした「地域支援プラットフォーム」の構築　等
	(2)社会資源の把握と開発	▶社会資源の把握と開発 ▶社会資源の活用	・生活困窮者への支援で必要な支援を公的支援のみで担うことは困難であり、**地域住民の相互の支え合いによる共助の取組みを継続し**、必要に応じて、インフォーマルな支援を創出し、**社会資源の把握と開発**を行うとともに、それらを相談機関が支援に組み込み、活用できるように推進する。	○支援調整会議の充実 ○コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通した社会資源の開発 ○重層的・包括的支援体制の構築による社会参加及び地域づくり
	(3)住民の理解促進	▶住民の理解促進	・生活困窮者への支援は、相談機関の支援のみでは十分ではなく、**地域による支え合い、見守り等の支援が必要**となるため、**生活に困りごとを抱えている方に対する住民の理解促進**を図る。 ・住民の理解促進を図るため、地域住民が主催する地域のイベント等に参加して事業説明などを行う。	○地域住民等への生活困窮者自立支援制度の周知 ○民生委員・児童委員への相談機関の周知 ○地域ケア会議を活用した連携した支援体制の推進 ○地域資源の立ち上げと情報発信　等
３多機関が機能的に連携するための取組み	(1)庁内や相談機関同士の連携強化	▶庁内や相談機関等の相互情報共有体制の強化と支援体制の構築 ▶複数の相談機関での合同相談会等の実施	・生活困窮者は、抱える課題が複雑多様であることで、一つの相談窓口では十分な支援を受けられないことや、支援を求める力が低下し相談に行くことが難しいことが想定される。特に生活困窮者になりやすい環境にいる者として挙げられる孤立・孤独世帯や困難な問題を抱える女性などは、各世帯の課題が複雑化、多様化、複合化していることが多く、適切な支援機関が複数に及ぶことが想定される。このため、全ての窓口が、属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐとともに、相談窓口同士が相互に関わる体制を構築する。また、様々な相談に対応できる合同相談会などを実施する。 ・複雑化・複合化した市民からの相談に対応するためには、生活自立・仕事相談センターが生活困窮を取り巻く様々な制度を幅広く把握しておく必要があることから、関係機関で実施される会議等に参加し情報収集に努める。また、生活自立・仕事相談センターに相談のために来所する市民がより高い相談支援を受けられるように、相談センター同士で相互に情報交換する機会や研修を実施する。 ・支援会議を活用することにより、各相談支援機関等が把握している生活困窮者や生活困窮の疑いがある者等に対する早期の情報共有を図り、事前に支援体制を検討しておくことにより、スムーズに支援を開始することができるような体制を構築する。	○庁内各課、関係機関との関係づくり ○支援会議等の活用による相互連携の実施 ○相談機関間の連携による包括的支援の実施 ○福祉まるごとサポートセンターの運営 ○子どもナビゲーターによる関係機関と連携した支援の実施 ○消防機関との情報共有体制の構築　等
	(2)相談機関と地域の連携	▶民生委員・児童委員や町内自治会等への説明機会等の充実 ▶企業等との広報活動の充実 ▶様々な団体等との交流推進 ▶学校等への広報活動の推進	・民児協、町内自治会、企業、学校等の地域に根付いている機関等に対し、アウトリーチするなどの方法により、地域に埋もれている可能性がある生活困窮世帯に関する情報を共有できるような体制を構築するとともに民生委員・児童委員等や町内自治会等へ説明会を実施するなど生活自立・仕事相談センターの周知を図る。 ・生活自立・仕事相談センターにおいて、地域の企業等や学校等、またその他の様々な団体等と交流を持てるよう地域のイベント等へ参加することにより周知・広報を行う。 ・支援会議を活用することにより、地域に埋もれている可能性がある世帯の情報をいち早く関係機関と共有できるようにする。	○民生委員等との連携による生活困窮者の早期発見 ○市民団体や社会福祉法人等における公益的な取組を提案する千葉市社会福祉協議会の取組事例の広報 ○公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進
	(3)居住に関する支援の連携	▶入居時・退去・契約終了時の情報共有や支援体制の構築 ▶入居中の見守り支援の実施と情報共有 ▶施設入所等に関する支援体制の構築	・生活自立・仕事相談センターにおいて、住まいに関する困りごとを抱えている生活困窮者の住まいに関する困りごとに対し、すまいサポートちば等と連携するほか、住まいに関する様々な相談に対応する支援体制を構築する。 ・生活自立・仕事相談センターにおいて、すまいサポートちば等と連携を強化することにより、住まいの様々な相談対応を行い、また、入居から入居後までの一貫した居住支援を行う。 ・家計改善支援事業の活用により、低廉な家賃の住居へ転居することにより、自立した生活が営めると見込める生活困窮者に対する住居確保給付金の転居費用等の初期費用の可能性を検討し、スムーズに支給決定に繋げる体制を構築する。 ・家賃の滞納やその他様々な理由によりURや市営住宅、県営住宅等を退去となる者又は退去する恐れのある生活困窮者に関する情報をいち早く得ることが出来る体制を構築する。 ・居宅生活が困難な方に対し、社会福祉施設など、本人の状況に合わせた施設等に入所できるような連携を行う。 ・住まいに関する困りごとを抱えた生活困窮者に対し、すまいサポートちばにおいて課題整理を行うとともに、すまいのコンシェルジュにおいて民間賃貸住宅に関する情報提供を行う。	○すまいのコンシェルジュによる居住支援 ○市営住宅の一時使用による住居支援 ○住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施 ○千葉市居住支援協議会の運営 ○住まいに関する相談支援体制の構築 ○施設等への入所支援 ○入居から入居後までの一貫した居住支援の実施
	(4)生活保護との連携	▶生活保護と生活困窮者自立支援制度の切れ目のない支援 ▶調整会議等を活用した支援体制の構築	・被保護世帯は、経済的な困窮の他、複数の課題を抱えていることが多いため、各区社会援護（第一・第二）課を中心とした支援体制を構築する調整会議により、専門的な支援を外部から取り入れることで支援の質を向上させるとともに、関係機関や生活自立・仕事相談センターとの連携を強化する。 ・被保護世帯が抱える複数の課題のうち、経済的な課題のみがいち早く改善し、生活保護から脱却した世帯又は被保護世帯のうち将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者は、その他の課題が解決していない状況のまま支援が途切れてしまわないよう、生活困窮者自立支援制度を活用することにより、その世帯の支援を切れ目なく実施していく。 ・被保護世帯に属する子どもや保護者に対する進路相談や生活指導など進路選択に向けた支援を充実する。	○生活保護と生活困窮者自立支援制度における切れ目ない支援の実施 ○調整会議等の活用による相互連携の実施 ○被保護世帯に対する学習・生活支援事業等への参加勧奨　等